

議員提出第 4 号議案

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例一部改正の件

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 1 1 2 条及び大阪府議会会議規則第 1 3 条の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 6 日

大阪府議会議長 森 和 臣 様

提 出 者

大阪府議会議員

徳 永 慎 市

しかた 松 男

西 惠 司

奴 井 和 幸

中 井 もとき

原 田 こうじ

奥 谷 正 実

奥 田 悦 雄

須 田 旭

西 野 修 平

杉 本 太 平

原 田 亮

塩 川 憲 史

西 村 日加留

うらべ 走 馬

西 川 訓 史

## 議員提出第4号議案

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例一部改正の件

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

大阪府条例第 号

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例の一部を改正する条例

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例（平成三十一年大阪府条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条（略）</p> <p><u>（授業料等）</u></p> <p><u>第二条 この条例において、授業料等とは、</u>  <u>授業料並びに私立の高等学校等が保護者及</u>  <u>び生徒に負担を求める施設整備費等の経常</u>  <u>的納付金（以下「施設整備費等」という。）</u>  <u>をいう。</u></p> <p>2   <u>授業料無償化等の対象となる施設整備費</u>  <u>等については、毎年度府が公表するよう努</u>  <u>めるものとする。</u></p> <p><u>（府の責務）</u></p> <p><u>第三条 府は、前文の理念及び第一条の目的</u>  <u>を達成するため、高等学校等の授業料無償</u>  <u>化等に関する施策を積極的に策定するとと</u>  <u>もに、施策を推進するために必要な財政上</u>  <u>の措置を講ずるよう努めるものとする。な</u>  <u>お、施策の策定及び必要な財政上の措置を</u>  <u>講ずる場合には、所得制限を設定しないこ</u>  <u>ととし、府民である生徒が府外に所在する</u>  <u>私立の高等学校等に在籍する場合も授業料</u>  <u>無償化等の対象に含めることとする。</u></p>	<p>第二条（略）</p> <p><u>（府の責務）</u></p> <p><u>第二条 府は、前文の理念及び前条の目的を</u>  <u>達成するため、高等学校等の授業料無償化</u>  <u>等に関する施策を積極的に策定するととも</u>  <u>に、施策を推進するために必要な財政上の</u>  <u>措置を講ずるよう努めるものとする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提 案 理 由

高等学校等の授業料無償化等を推進する条例（以下「条例」という。）は、高等学校等の教育を受ける重要性に鑑み、府民であるすべての生徒が、家庭等の経済的事情にかかわらず、本人の意思と適性により、高等学校等への入学を選択できる機会を保障することを目的に平成 31 年に制定され、府は、本条例に基づく授業料無償化等により、国公立の高等学校等の切磋琢磨による大阪の教育力向上を図ってきたところである。

本条例のもと、私立高等学校等授業料支援制度の運用では、一定の所得を超える世帯や大阪府民であっても他の都道府県の高学校等に進学した生徒の授業料等については、国の高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）は支給されるものの、授業料等から就学支援金を差し引いた差額分の授業料等については、依然として、保護者及び生徒の家計から支出しなければならない、極めて大きな格差が生じている状況にあり、条例の理念からかけ離れた実態が浮き彫りになっている。

よって、本条例の「府民である生徒が、家庭等の経済的事情にかかわらず、本人の意思と適正により、高等学校等への入学できる機会を保障する」とした理念に則り、府民であるすべての生徒に等しく支援が行き届くようにするとともに、これまで、授業料等については対象範囲を定める規定が整備されておらず、府民にとって分かりにくい状況となっていることから、それを解消し、条例の府民理解の向上に努めるため、条例の一部改正を行うもの。